



3 登録の要件

- (1)所在地が横浜市内であること
- (2)横浜市の地産地消の趣旨に賛同し、市内産の農畜産物を活用していること
- (3)推薦者(生産者、出荷組合、農協、市場、仲卸業者)の推薦書の提出があること
- (4)市内産農畜産物を活用していることを店頭やメニューに表示していること

4 サポート店の役割

- (1)市内産農畜産物を積極的に活用し、市民にその良さを紹介し、地産地消の推進に努めます。
- (2)横浜市が行う地産地消の取組、調査等に協力します。

5 登録店への支援策

- (1)横浜市のホームページ「横浜で地産地消」情報サイトで PR
ホームページに掲載する事項: サポート店の店名、所在地、連絡先、ホームページアドレス、市内産農畜産物の利用状況など地産地消の取組に関すること、推薦者の団体名及び代表者名、推薦理由等
- (2)地産地消情報紙「はまふうどナビ」等に掲載して PR
- (3)地産地消を普及啓発するパンフレットやのぼり旗等の提供

6 登録期間

登録の期間は、市内産農畜産物を利用している間は有効とします。
申請の内容に変更があったときは、よこはま地産地消サポート店登録(変更)申請書を横浜市長に提出してください。

7 登録の取り消し

市内産農畜産物の利用をとりやめたときは、速やかに登録取消申請書(第4号様式)を提出してください。
また、登録内容等に虚偽があるときまたは食品衛生上の問題があるときは、登録を取り消します。登録の取り消しがあった場合は、ホームページから情報を削除します。